

誓 約 書

別記土地を転用することについて、下記事項を確実に守ることを約束します。

岐阜県知事 様

平成 年 月 日

(転用事業者) 住 所

氏 名

印

記

1. 農地法の規定により許可を受けた後は、申請どおりの目的に供すること。
2. 農業用の用排水路及び道路等に支障のないように措置すること。
3. 用排水路、道路(私有地を含む)、河川敷地の法面を埋め立て又は占用するときは、別途町長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをし、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得ると共に町長に届け出し、所定の手続きを了した上施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときは、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。(別途、町県等に届け出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。)
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋め立ての際及び転用後において土砂の流失、湧き水、堆積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、煤煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して、道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
9. その他特約事項
 - ①農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うこととなったときは、事業計画変更申請書を農業委員会を經由して許可権者に提出すること。
 - ②転用事業完了後において許可にかかる土地をやむを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において、新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引き継ぐこと。

土地の表示